

令和7年4月から松浦市は

保育料完全無償化

を実施します！

3歳未満の第1子
から保育料が無料！
（所得制限なし）



令和元年10月より、国の制度により3歳児から5歳児については保育料が無償化されていますが、今回、市の独自事業として0歳児から2歳児においても保育料を完全無償化し、子育て世帯の支援の充実を図ります。

（注）保育料以外の費用（特別保育事業など）については、これまでどおり「自己負担」となります。

◎ 国・市の保育料制度について

0～2歳児	第1子	第2子		第3子以降		
		第1子が就学前	第1子が小学生以上	第1子が就学前	第1子が小学生以上	第2子が小学生以上
国の制度	保護者全額負担	保護者1／2負担	保護者全額負担	無償化	保護者1／2負担	保護者全額負担
市の制度 (令和7年3月まで)	保護者全額負担※	無償化	保護者全額負担※	無償化	無償化	保護者全額負担※
市の制度 (令和7年4月から)	無償化	無償化	無償化	無償化	無償化	無償化

※市独自の保育料基準を設定し、利用者負担の軽減を実施

【対象となる施設】

認可保育所・認定こども園・地域型保育事業所

【対象となる方】

松浦市に住所を有し、お子さんが施設を利用している方が対象となります。

なお、他市町（広域）の施設を利用するお子さんも対象となります。

【手続き】

保育料の無償化にともなう手続きは「不要」です。